



「輸送の安全の確保に関する命令」の発出について

～海上運送法第19条第2項に基づく行政処分～

神戸運輸監理部は、下記事業者に対して、令和8年7月17日及び8月12日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、関係法令及び安全管理規程が遵守されていないことが判明しました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条第2項の規定に基づき、輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたので、お知らせします。

1. 発出年月日

令和8年10月2日

2. 事業者の名称及び住所

事業者名：内海交通株式会社

代表者名：代表取締役 坂本 洋之助

住 所：兵庫県神戸市中央区京町7-2

3. 命令の内容

別紙に係る改善措置について、令和8年11月2日までに当局あて文書により報告すること。

4. 違反等の概要

令和8年6月24日に、船員が酒気帯び状態で乗船し、水先人の送迎業務を行ったことについて、同年7月9日に報告を受けたため、7月17日及び8月12日に海上運送法第25条第1項の規定に基づく立入検査を実施した。この結果、当該事実を確認したほか、使用船舶が機関の不具合に伴い代替船を投入した際に必要な雇入れ等の手続きが行われていなかったこと、就航前に行うべき特定教育訓練が実施されないまま運航していたことなど、関係法令及び安全管理規程が遵守されていないことが判明した。

配布先
神戸海運記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官 担当：井澤、八澤 電話：078-321-7058（直通）

番号	命 令 事 項
1	船舶所有者は、船員法第70条、第117条の2及び第118条の4に基づき、法定資格を有する船員の確保、追加船舶に係る手続及び必要な訓練の実施を適切に行い、法令で定める運航体制を確保すること。
2	経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3	安全統括管理者は、安全管理規程第18条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底し、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4	運航管理者は、安全管理規程第19条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
5	運航管理者は、安全管理規程第23条に基づき、配乗計画を作成する場合は、法定職員が適正に確保されているか、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか等その安全性を検討すること。
6	安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第38条に基づき、船員が酒気帯び状態で運航業務に従事することを防止するための安全管理体制を有効に機能させること。
7	運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録し、文書管理を適切に行うこと。